

概要版

# おおつ障害者プラン (改訂版)

大津市障害福祉計画（第6期計画）  
大津市障害児福祉計画（第2期計画）



令和3年3月

大津市

# 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

近年、障害のある人の高齢化と障害の重度化が進む中で、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

大津市では、大津市障害者自立支援協議会において保健・医療・福祉関係者による協議の場を設け、障害福祉に関する取り組みの推進を図っています。そのなかで、共同生活援助の利用者数が増加傾向にあり、不足している重度型のグループホームの充実や多様な暮らしの場でサービスを利用しながら暮らせる環境づくり、相談支援体制の強化として、相談支援を担う人材の育成・確保、身近な困りごとの相談や緊急時受け入れ対応等のサービスの充実のため、地域生活支援拠点の充実が継続して必要となっています。

今回、平成30年3月に策定した「大津市障害福祉計画（第5期計画）・大津市障害児福祉計画（第1期計画）」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本市の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした大津市障害福祉計画（第6期計画）・大津市障害児福祉計画（第2期計画）を策定することとしました。

## 2 計画の位置づけ

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障害のある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

策定にあたっては、大津市総合計画や大津市地域福祉計画・大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画に基づいた障害福祉サービスなどの提供に係る分野別計画として位置づけるとともに、滋賀県障害者プラン、市の関連計画との整合性を図ります。

### 3 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活または社会生活を営む上で何らかの制限を受ける人や不自由な状態にある人を計画の対象とします。

### 4 計画の期間

障害者計画は、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間とし、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大津市障害者計画					
大津市障害福祉計画（第5期計画）・ 大津市障害児福祉計画（第1期計画）			大津市障害福祉計画（第6期計画）・ 大津市障害児福祉計画（第2期計画）		

## 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

本市の障害者施策の基本的な事項や理念を定めた大津市障害者計画においては、「一人ひとりが尊重され、だれもが心豊かに暮らせる共生のまち“大津”」を将来像とし、すべての人が相互に理解し、積極的に関わり合いながら、人生に希望や喜びを感じ、安心して暮らすことができるまちの実現を目指しています。

**一人ひとりが尊重され、だれもが心豊かに暮らせる  
共生のまち“大津”**



## 2 計画の基本方針

本計画では大津市障害者計画との調和を図りながら、次に掲げる点に配慮し、総合的な自立支援体制の確立を目指します。

### 「障害のある人の自己決定と自己選択の尊重」

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別や程度に関わらず、障害のある人が自ら居住場所や受ける障害福祉サービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていける環境整備を進めます。また、自ら意思を決定することに困難を抱える障害のある人が日常生活や社会生活に関して、自らの意思が反映された生活を送ることができるよう支援を充実します。

### 「地域生活移行や就労支援等の課題への対応」

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を充実するとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、地域におけるサービス提供体制の拠点づくりを進めます。

### 「地域共生社会の実現に向けた取組への対応」

制度・分野ごとの『縦割り』を超え、「共通する困りごと」がある人たちを支える仕組みを作ります。人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創ります。

### 「地域の実情に応じた障害福祉サービス等の対応」

障害等により今の地域社会の環境や、サービス提供体制では暮らしにくさがある人やその家族が安心して地域で生活できる体制づくりを進めます。



## 「障害児の健やかな育成のための発達支援」

障害のある子どもへの支援は、障害のある子ども本人の意思を尊重し、最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援するため、障害のある子ども及びその家族に対し、子どもの発達に気がかりがある段階から気軽に相談できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

## 「障害福祉人材の確保」

障害の重度化・高齢化が進む中、安定的で質の高い障害福祉サービスや障害福祉に関する事業を実施していくために、障害福祉を担う人材を確保し、定着をはかるために、大学・専門学校等との連携を強め、加えて、転職者へのアプローチをします。また、専門性を高めるための研修の実施や、キャリアパス構築による必須資格者の安定した継続配置、職種間の連携等の体制づくりを進めます。

## 「障害のある人の社会参加の支援」

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別や程度に関わらず、障害のある人が多様なスポーツ、文化芸術活動に積極的に参加し、楽しむことができる環境整備を進めます。



# 計画に掲げる成果目標の数値

## 1 施設入所利用者の地域生活への移行

項目	考え方	目標値
令和5年度末の施設入所者数	施設入所の需要等を踏まえ、令和元年度末時点の施設入所者と同数を令和5年度末の施設入所者の目標値とする	161人
令和5年度末における地域生活への移行者数	令和元年度末時点の施設入所者の9.4%（国の指針6%に第5期計画の未達成率3.4%を加えた割合）を令和5年度末までに地域生活に移行する人の目標値とする	15人
県外施設入所者のうち県内での生活を実現する者	年間1人の移行を目標とする	3人

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	活動指標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	6回	6回	6回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	90人	90人	90人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	3人	4人	5人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	7人	8人	9人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	55人	58人	61人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	5人	5人	5人



### 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	考え方	目標値
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする	年1回以上検証、検討

活動指標				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	面的整備型	1か所	1か所	1か所
	多機能拠点整備型	1か所	1か所	2か所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数		6回	6回	6回

### 4 福祉施設から一般就労への移行

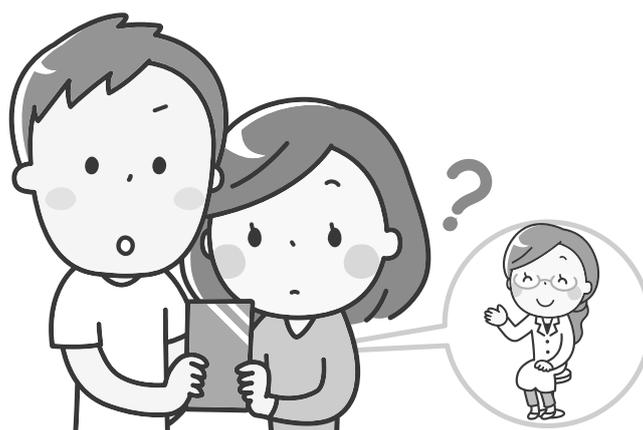
項目	考え方	目標値
令和5年度中の一般就労移行者数（全体）	令和5年度中に、令和元年度実績の1.27倍以上	53人 (1.27倍増)
令和5年度中の一般就労移行者数（就労移行支援）	令和5年度中に、令和元年度実績の1.30倍以上	27人 (1.30倍増)
令和5年度中の一般就労移行者数（就労継続支援A型）	令和5年度中に、令和元年度実績の1.26倍以上	6人 (1.26倍増)
令和5年度中の一般就労移行者数（就労継続支援B型）	令和5年度中に、令和元年度実績の1.23倍以上	18人 (1.23倍増)
令和5年度末における就労定着支援事業の利用者数	令和5年度末における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする	37人 (70.0%)
令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率8割以上の事業所の割合	令和5年度における就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする	7割以上



## 5 障害児支援の提供体制の整備等

項目	考え方	目標値
令和5年度末までに重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター設置	やまびこ総合支援センター内に設置しているセンター機能をさらに強化し、北部、東部にも設置を目指す	3か所
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	すでに実施しており、教育機関等と連携に努める	有
令和5年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	事業所への情報提供や情報交換に努め、受入れの拡大を図る	4か所
令和5年度末までに重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	事業所への情報提供や情報交換に努め、受入れの拡大を図る	4か所
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	協議の場はすでに設置されており、一層の連携強化に努める	設置
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	すでに配置されており増加するニーズに対応するよう努める	配置

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	35人	35人	35人
ペアレントメンターの人数	2人	2人	2人
ピアサポートの活動への参加人数	30人	40人	40人



## 6 相談支援体制の充実・強化等

項目	考え方	目標値
基幹相談支援センター設置に向けての協議の実施	相談支援体制の充実・強化等に向けた取組を実施するにあたっては、基幹相談支援センターがその機能を担うので、センター設置に向けて協議を実施する	実施

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	4,916件	4,916件	4,916件
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	24件	48件	48件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	16件	20件	20件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	54回	54回	54回
主に計画相談支援等に従事する相談支援専門員	35人	39人	43人



## 7 障害福祉サービス等の質の向上

項目	考え方	目標値
サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築	都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築	実施

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	3人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	1回	1回	1回

# 障害福祉サービスの利用見込み

## 1 訪問系サービスの利用見込量

サービス	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害者や精神障害者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

### 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度推計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人分	870	886	900	914	928	943
	時間分	14,976	16,460	16,924	9,037	6,758	6,942
重度訪問介護	人分	34	38	35	42	45	47
	時間分	4,747	4,274	5,125	5,658	6,062	6,331
同行援護	人分	87	91	92	93	94	95
	時間分	2,242	2,320	2,379	2,438	2,465	2,491
行動援護	人分	6	6	6	208	301	329
	時間分	145	177	189	2,744	4,369	4,784
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	1	1	1
	時間分	0	0	0	120	120	120



## 2 日中活動系サービスの利用見込量

サービス	概要
生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者または難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者または精神障害者に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障害者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労した障害者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障害者や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障害者のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。
福祉型 短期入所	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害者に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
医療型 短期入所	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害者に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

### 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 推計	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	人分	598	609	620	655	675	695
	人日分	8,255	9,087	9,399	9,563	9,855	10,147
自立訓練 (機能訓練)	人分	10	9	9	10	11	11
	人日分	156	144	164	169	177	177
自立訓練 (生活訓練)	人分	67	60	67	73	73	73
	人日分	1,005	939	1,011	1,082	1,082	1,082
就労移行支援	人分	94	101	109	117	126	136
	人日分	1,441	1,638	1,716	1,797	1,935	2,089
就労継続支援 (A型)	人分	122	130	136	139	143	148
	人日分	2,210	2,387	2,393	2,446	2,516	2,550
就労継続支援 (B型)	人分	628	673	674	737	763	791
	人日分	9,859	10,453	11,139	11,718	12,132	12,577
就労定着支援	人分	6	30	30	30	30	30
療養介護	人分	60	59	59	60	60	60
	人日分	1,791	1,769	1,780	1,791	1,791	1,791
短期入所（福祉 型・医療型）	人分	314	315	318	320	343	365
	人日分	1,466	1,460	1,488	1,516	1,616	1,716

### 3 居住系サービスの利用見込量

サービス	概要
共同生活援助	障害者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障害者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

#### 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度推計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人分	264	280	290	320	340	360
施設入所支援	人分	166	161	161	161	161	161
自立生活援助	人分	1	5	6	7	10	15

### 4 相談支援の利用見込量

サービス	概要
計画相談支援	障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障害者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

#### 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度推計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人分	272	309	328	347	387	427
地域移行支援	人分	3	1	2	3	5	6
地域定着支援	人分	7	4	6	7	9	10

## 5 障害児福祉サービスの見込量

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害児に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児等の重度の障害児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障害児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況を検証し、計画の見直しを行います。

必要な量の見込み（1月当たり、ただし児童発達支援は年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度推計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人分	162	177	196	201	206	211
	人日分	19,591	19,636	21,687	23,738	24,329	24,919
医療型児童発達支援	人分	1	2	2	3	4	4
	回分	6	11	13	15	20	20
放課後等デイサービス	人分	667	795	844	933	1,022	1,111
	人日分	5,908	6,368	6,727	7,651	8,380	9,110
保育所等訪問支援	人分	3	2	10	20	20	20
	回分	3	2	10	20	20	20
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	3	3	6	8	8
	回分	0	9	15	24	32	32
障害児相談支援	人分	100	104	117	142	166	195
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	3	3	4	5



# 地域生活支援事業の見込み

## 1 相談支援事業

サービス	概要
障害者相談支援事業	地域の障害がある人の福祉に関する問題に対し、障害のある人やその保護者、または介助する人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。
地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場。本市では、平成 18 年 10 月に「大津市障害者自立支援協議会」を設置しました。
相談支援機能強化事業	相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置します。

### 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 推計	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害者相談支援事業所	設置数	11	11	11	11	12	13
地域自立支援協議会	設置数	1	1	1	1	1	1
相談支援機能強化事業	事業所数	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	有	有	有	有	有



## 2 成年後見制度利用支援事業

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用するにあたって、費用を負担することが困難な人に対して、審判の申し立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行います。

### 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 推計	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度利用支援事業	人	37	63	78	92	115	140

### 3 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

サービス	概要
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳や要約筆記等の方法により、障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図る。また、入院時に医師等との意思疎通が十分に図れない場合に、意思疎通支援員を派遣し、適切な入院加療が可能になるよう支援します。

#### 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度推計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者等派遣	回	720	790	790	790	790	790
手話通訳者設置事業	人	2	2	2	2	2	2
意思疎通支援事業	人	73	74	76	77	79	80
	件	720	790	806	822	844	854

### 4 日常生活用具給付等事業

サービス	概要
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等。
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等。
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等。
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器等。
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

#### 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度推計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	31	32	34	34	35	37
自立生活支援用具	件	79	69	70	71	72	73
在宅療養等支援用具	件	88	116	124	132	142	151
情報・意思疎通支援用具	件	133	137	190	202	245	298
排泄管理支援用具	件	10,791	10,478	10,897	11,315	11,758	12,219
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	13	12	12	12	12	12

## 5 移動支援事業

サービス	概要
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

### 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度推計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人	914	895	906	916	916	916
	時間	57,480	57,940	58,652	63,109	64,717	64,717

## 6 地域活動支援センター事業

サービス	概要
基礎的事業	地域活動支援センターの基礎的事業として、利用者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行います。
機能強化事業	<p>基礎的事業に加え、事業の機能強化を図るため、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の類型を設け、次の事業を実施します。</p> <p>Ⅰ型：精神保健福祉士等専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業を実施する。相談支援事業をあわせて実施または委託を受けていることを要件とします。</p> <p>Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅で生活する障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p> <p>Ⅲ型：運営年数が概ね5年以上で、実利用人数が10人以上の地域の障害者団体等が実施する通所による事業。</p>

### 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度推計	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
セ地域活動   事支 業援	基礎的事業	か所	2	2	2	2	2	2
		人	171	143	150	176	176	176
	機能強化事業	か所	2	2	2	2	2	2



## 7 日常生活支援事業

サービス	概要
心身障害者訪問入浴サービス事業	居宅において入浴することが困難で、かつ、通所または病院等への移送が困難な重度障害のある人に対して、自宅へ訪問し、専用の浴槽を利用して入浴サービスを行います。
心身障害者施設入浴サービス事業	居宅において入浴することが困難な重度障害のある人に対して、特殊浴槽を有する病院、診療所または障害福祉サービス事業所へ移送し、その特殊浴槽を利用して入浴サービスを行います。
日中一時支援事業	障害のある人や児童を日常的に介護している家族の一時的な休息とすることで、介護者の負担を軽減し、障害のある人や児童に対しては、日中における活動の場を確保します。
在宅重度心身障害者住宅改修費用の助成	在宅の重度障害のある人の日常生活を容易にするため、便所・風呂等を特別に障害のある人向きに改造する場合、その改造費の一部を助成します。

### 必要な量の見込み

(1月当たり、ただし在宅重度心身障害者住宅改修費用の助成は年間)

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度推計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
心身障害者訪問入浴サービス事業	人	36	40	40	41	42	42
	か所	5	5	5	5	5	5
心身障害者施設入浴サービス事業	人	0	0	0	9	9	9
	か所	0	0	0	1	1	1
日中一時支援事業	人	802	974	998	1,022	1,078	1,134
	か所	51	61	63	73	77	81
在宅重度心身障害者住宅改修費用の助成	人	17	13	17	17	17	17

## 8 社会参加促進事業

サービス	概要
自動車運転免許取得費助成事業	身体障害者が自動車の運転免許を取得するため、教習所において訓練を受ける場合、取得に要する費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	重度身体障害のある人が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車を改造する経費の一部を助成します。

### 必要な量の見込み (年間)

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度推計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得費助成事業	件	1	1	1	3	3	3
自動車改造費助成事業	件	14	17	18	24	24	24

# 主な相談先一覧

機関の種類	年齢						
	妊娠期～ 4ヵ月未満	4ヵ月～ 3歳半未満	3歳半～ 6歳未満	6歳～ 15歳未満	15歳～ 18歳未満	18歳以上	成人期 以降
相談機関		障害福祉課、身体障害者相談員、知的障害者相談員等					
		委託相談支援事業所、サービス提供事業所					
地域生活全般	健康推進課すこやか相談所						
乳幼児相談機関	健康推進課すこやか相談所 (妊婦健診、乳幼児健診、発達相談、育児相談)						
療育、子育て 支援機関		市内5ヵ所		大津市ことばの教室			
保育・ 教育機関		幼児政策課 (巡回相談)		児童クラブ 特別支援教育室	その他、学齢に応じた保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校、高等学校、特別支援学校、大学、専門学校等の保育・教育機関においても相談を行っています		
発達相談 支援機関			子ども発達相談センター			発達障害者相談支援センターかほん	
小児慢性特定 疾病に関する 相談機関	大津市保健所健康推進課						
難病に関する 相談機関						大津市保健所保健予防課	
精神保健福祉に 関する相談機関						大津市保健所	
就労に関する 相談機関						ハローワーク、 おおつ働き暮らし応援センター	
虐待に関する 相談機関		子ども家庭相談室、 障害福祉課 (サービス提供事業所によるもの)				大津市虐待防止センター、 障害福祉課	
		滋賀県大津高島子ども家庭相談センター				あんしん長寿相談所、 長寿政策課	
中途障害・疾病						病院相談窓口	
介護保険関係						あんしん長寿相談所、 介護保険課	

## 障害福祉課

☎ 528-2745 FAX : 524-0086

※身体障害者相談員、知的障害者相談員、委託相談支援事業所、サービス提供事業所は市障害福祉課ホームページでご確認ください。

## すこやか相談所

和邇すこやか相談所	☎ 594-8023	FAX : 594-4189
堅田すこやか相談所	☎ 574-0294	FAX : 574-1728
比叡すこやか相談所	☎ 578-8294	FAX : 578-8120
中すこやか相談所	☎ 528-2941	FAX : 527-3022
膳所すこやか相談所	☎ 522-1294	FAX : 522-1198
南すこやか相談所	☎ 534-0294	FAX : 534-9256
瀬田すこやか相談所	☎ 545-0294	FAX : 543-4436

大津



## 児童発達支援センター〈やまびこ園・教室〉

やまびこ相談支援事業所 ☎ 527-0467 FAX : 527-0293

北部子ども療育センターわくわく教室 ☎ 594-8415 FAX : 594-8416

東部子ども療育センターのびのび教室 ☎ 547-3535 FAX : 544-1415

子育て総合支援センター〈ゆめっこ〉 ☎ 528-2525 FAX : 527-8765

大津市ことばの教室 〈北部〉 ☎ 594-1211 〈中央〉 ☎ 527-5527 〈南部〉 ☎ 521-1893

幼児政策課 ☎ 528-2806 FAX : 525-3305

児童クラブ課 ☎ 528-2776 FAX : 521-5115

特別支援教育室 ☎ 526-6562 FAX : 526-8030

つながる



子ども発達相談センター ☎ 511-9330 FAX : 526-8030

発達障害者相談支援センターかほん ☎ 526-5477 FAX : 534-4479

## 大津市保健所

健康推進課 ☎ 528-2748 FAX : 523-1110

保健予防課 ☎ 522-7228 FAX : 525-6161

おおつ働き暮らし  
応援センター ☎ 522-5142 FAX : 522-5103

仲間

子ども家庭相談室 ☎ 528-2688 FAX : 525-3305

大津市障害者虐待防止センター ☎ 523-7188 FAX : 523-7559

長寿政策課 ☎ 528-2741 FAX : 526-8382

## 各医療機関における相談窓口

介護保険課 ☎ 528-2753 FAX : 526-8382





## おおつ障害者プラン（改訂版）【概要版】

大津市障害福祉計画（第6期計画）  
大津市障害児福祉計画（第2期計画）

---

令和3年3月

発行：大津市

編集：大津市 福祉子ども部 障害福祉課

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号

電話：077-528-2745 FAX：077-524-0086

MAIL：otsu1408@city.otsu.lg.jp

URL：https://www.city.otsu.lg.jp